特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	国民年金法関連事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

勝央町は、国民年金法関連事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	国民年金法関連事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、あわせて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県勝央町長

公表日

令和8年10月13日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金法関連事務
②事務の概要	国民年金の資格取得及び喪失並びに種別変更等の異動に係る記録を把握し、保有・管理する 国民年金保険料の法定免除及び申請免除を受理・管理する 国民年金保険料拠出者の老齢・障害・遺族及び寡婦年金の裁定請求並びにこれら受給権者の死亡（未支給）届、死亡一時金の裁定請求を受け、台帳を管理する
③システムの名称	国民年金システム、新総合行政システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表31の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　未定　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48・50の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務住民部
②所属長の役職名	税務住民部参事
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務住民部　岡山県勝田郡勝央町勝間田201　TEL0868-38-3116
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部　岡山県勝田郡勝央町勝間田201　TEL0868-38-3111
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月13日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月13日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） []接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認を行い、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏洩・滅失・毀損を防ぐために、物理的、技術的、人的に多重の安全対策を講じている。 ・特定個人情報を含む情報は鍵付きキャビネットでの保管やダブルチェックなど、取扱い時の人的・物理的対策を徹底 ・システムは必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定するとともに、アクセス権限の所有者はIDやパスワードを適切に管理 など

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	表紙／評価実施機関名	勝央町	岡山県勝央町長	事後	
令和1年6月20日	表紙／公表日	2017/5/26	2019/6/25	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第31の項	番号法第9条第1項、別表第一第31の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条の2	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2015/1/22	2019/4/1	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2015/2/20	2019/4/1	事後	
令和1年6月20日	Ⅳ　リスク対策	-	（新規追加項目）	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月18日	Ⅰ関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金被保険者関係届書、未支給年金請求書、障害年金受給者現況届	国民年金事務ファイル		
	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二48・50の項	番号法第19条7号、別表第二48・50の項	事後	
	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2019/4/1	2022/8/1		
	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2019/4/1	2022/8/1		
令和8年3月1日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第31の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条の2	番号法第9条第1項、別表31の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条の2		
令和8年3月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二48・50の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48・50の項		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月1日	Ⅳ　リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	十分である 【判断の根拠】 複数人での確認を行い、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。		
令和8年3月1日	Ⅳ　リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 【判断の根拠】 漏洩・滅失・毀損を防ぐために、物理的、技術的、人的に多重の安全対策を講じている。 ・特定個人情報を含む情報は鍵付きキャビネットでの保管やダブルチェックなど、取扱い時の人的・物理的対策を徹底 ・システムは必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定するとともに、アクセス権限の所有者はIDやパスワードを適切に管理 など		
令和8年3月1日	表紙／公表日	2022/12/8	2026/3/1	事後	
令和8年10月13日	表紙／公表日	2026/3/1	2026/10/13		地方公共団体情報システムの標準化による
令和8年10月13日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム・総合行政システム	国民年金システム、新総合行政システム		地方公共団体情報システムの標準化による
令和8年10月13日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2022/8/1	2026/10/13		地方公共団体情報システムの標準化による
令和8年10月13日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2022/8/1	2026/10/13		地方公共団体情報システムの標準化による